

草野川漁業協同組合の遊漁規則変更認可について

1 変更の内容

- (1) 遊漁承認証を組合事務所以外の場所およびオンラインシステムで販売するために、関係条項を新旧対照表のとおり改める。
- (2) 組合事務所の電話番号を変更する。
- (3) 語句の修正

2 変更を必要とする理由（※理由書と聞き取りに基づく）

- (1) 遊漁者の利便性向上を図り、遊漁客の増加につなげる。
 - (2) 組合運営上の事情による。
- ※(3)については水産課からの指導による。

3 変更の妥当性

- ・ 遊漁承認証の販売場所を組合事務所に限定しないことは遊漁客の利便性に資する。
- ・ オンラインシステムによる遊漁承認証の販売については、24 時間いつでも遊漁券を買うことができ、より手軽に河川での釣りを楽しむことができる環境づくりの 1 つとして認識されている。
- ・ 令和 8 年 6 月 13 日に開催された総会において、遊漁規則の変更が決議されている。

以上のように、今回の変更は、遊漁を不当に制限するものではなく、必要な手続きも取られていることから、妥当であると言える。